別表1の25の項を次のように改める。

25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3163及び3166
	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日、平成28年2月29日及び同年8月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、3163、3166及び3480から3491まで

○厚生労働省告示第二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。

平成二十九年一月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三に次の一号を加える。

七十一　トラスツズマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法　乳房外パジェット病（HER2が陽性であって、切除が困難な進行性のものであり、かつ、術後に再発したもの又は転移性のものに限る。）

○厚生労働省告示第二十七号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表中医薬品・化粧品等卸売業の項対象業務の欄中「医療用医薬品」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、同表中医薬品製造業の項の次に次のように加える。

体外診断用医薬品製造業	体外診断用医薬品製造販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、又は品質確保の業務
	体外診断用医薬品製造業	

○農林水産省告示第百七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

1　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第12430号、輸第12431号、輸第12432号、輸第12520号、輸第12593号、輸第12701号、輸第12961号

変更前　福岡県福岡市博多区東光二丁目1番13号協栄ビル8F

変更後　福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号東芝福岡ビル2階

登録番号　生第92727号、生第92728号、生第93818号、生第93819号、生第93832号、生第100625号

変更前　静岡県静岡市葵区有永249番地の1

変更後　静岡県静岡市葵区南831番地の6

登録番号　生第92776号、生第92777号、生第92778号、生第92779号、生第92780号、生第92781号、生第92782号、生第92792号、生第92793号、生第93741号、生第93750号、生第93751号、生第101732号、生第101951号、輸第13483号、輸第13573号、輸第13575号、輸第13576号、輸第13577号、輸第13578号、輸第13579号、輸第13581号、輸第13790号、輸第13791号、輸第13792号、輸第13838号、輸第13841号、輸第13842号、輸第13849号、輸第13850号、輸第13851号、輸第13852号、輸第13854号、輸第13856号、輸第13857号、輸第13865号、輸第13867号

変更前　株式会社大黒産商

変更後　ＴＧアルバ株式会社

2　肥料の名称の変更

登録番号　輸第11074号

変更前　ＳＩＧＮＡＴＵＲＥ　ＤＵＲＡＴＩＯＮ　ＣＲ

変更後　ＤＵＲＡＴＩＯＮ　ＣＲ

○農林水産省告示第百七十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

表株式会社日本政策金融公庫の項中

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘二毛」

を

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘二毛」
平成二十八年十月一日から平成二十八年十二月三十一日まで	年一厘
平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで」	年一厘

に

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘」

を

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘
平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘
平成二十八年十月一日から平成二十八年十二月三十一日まで	年六毛
平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで」	年六毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘」

を

「平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘
平成二十八年七月一日から平成二十八年九月三十日まで	年一厘
平成二十八年十月一日から平成二十八年十二月三十一日まで	年六毛
平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで」	年六毛

に

改める。

○農林水産省告示第百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第76560号	配合肥料	夢大地	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第5地割146番地
生第77488号	液状複合肥料	液状複合肥料SB	日曹商事株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号
生第86888号	し尿汚泥肥料	スーパープレス（脱水ケーキ）	山口市	山口県山口市亀山町2番1号